

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。  
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。  
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

| 項                                   | 目                                                                                                                                                | 確認     |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 1 感染予防のための体制                        |                                                                                                                                                  |        |
|                                     | ・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。                                                                         | はい・いいえ |
|                                     | ・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）                                                                                                       | はい・いいえ |
|                                     | ・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。                                                                                                                   | はい・いいえ |
|                                     | ・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。                                                                                                           | はい・いいえ |
|                                     | ・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。                                                             | はい・いいえ |
|                                     | ・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。                                                                        | はい・いいえ |
| 2 感染防止のための基本的な対策                    |                                                                                                                                                  |        |
| (1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」 |                                                                                                                                                  |        |
|                                     | ・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。                                                                                                       | はい・いいえ |
| (2) 感染防止のための基本                      |                                                                                                                                                  |        |
|                                     | ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。                                                                                                                | はい・いいえ |
|                                     | ・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。                                                                                                                   | はい・いいえ |
|                                     | ・マスクの着用は個人の判断であることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう周知している。併せて、マスクの着用が効果的な場면을周知している（感染対策上又は事業上の理由等により求めることは差し支えない）。<br>※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。 | はい・いいえ |
|                                     | ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。                                                                                                    | はい・いいえ |
|                                     | ・その他（ ）                                                                                                                                          | はい・いいえ |

| 項                                            | 目                                                                                                                          | 確認     |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| (3) 三つの密の回避等の徹底                              |                                                                                                                            |        |
|                                              | ・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。                                                                      | はい・いいえ |
|                                              | ・その他( )                                                                                                                    | はい・いいえ |
| (4) 日常的な健康状態の確認                              |                                                                                                                            |        |
|                                              | ・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。                                                                                             | はい・いいえ |
|                                              | ・出社時の確認や労働者の日々の体調を確認できるアプリの活用等により、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。                                          | はい・いいえ |
|                                              | ・体調不良時には正直に申しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。                                             | はい・いいえ |
|                                              | ・その他( )                                                                                                                    | はい・いいえ |
| (5) 一般的な健康確保措置                               |                                                                                                                            |        |
|                                              | ・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。                                                                                        | はい・いいえ |
|                                              | ・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。                                                                                      | はい・いいえ |
|                                              | ・その他( )                                                                                                                    | はい・いいえ |
| (6) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について |                                                                                                                            |        |
|                                              | ・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。                                                                                                | はい・いいえ |
|                                              | ・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。                                                                                                     | はい・いいえ |
|                                              | ・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。                                                                                       | はい・いいえ |
|                                              | ・「会議はオンライン」を取り入れている。                                                                                                       | はい・いいえ |
|                                              | ・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。                                                                                                     | はい・いいえ |
|                                              | ・「対面での打合せは換気」を取り入れている。(マスクの着用は個人の判断であるが、感染対策上又は事業上の理由等により労働者に求めることは差し支えない。)                                                | はい・いいえ |
| (7) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集                    |                                                                                                                            |        |
|                                              | ・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。                                                  | はい・いいえ |
|                                              | ・その他( )                                                                                                                    | はい・いいえ |
| 3 感染防止のための具体的な対策                             |                                                                                                                            |        |
| (1) 基本的な対策                                   |                                                                                                                            |        |
|                                              | ・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。                                                             | はい・いいえ |
|                                              | ・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。                                                                           | はい・いいえ |
|                                              | ・その他( )                                                                                                                    | はい・いいえ |
| (2) 換気の悪い密閉空間の改善                             |                                                                                                                            |        |
|                                              | ・季節に応じて、リーフレット『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法、「熱中症予防に留意した換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法、「冬場における換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参照し、適切に換気を行っている。 | はい・いいえ |
|                                              | ・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。                                                                                     | はい・いいえ |
|                                              | ・その他( )                                                                                                                    | はい・いいえ |

| 項                  | 目                                                                                                                                                                                                                                                                              | 確認     |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| (3) 多くの人が密集する場所の改善 |                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |
|                    | ・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。                                                                                                                                                                                                                                                  | はい・いいえ |
|                    | ・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。                                                                                                                                                                                                                             | はい・いいえ |
|                    | ・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等なるべく避けるようにしている。                                                                                                                                                                                                                                 | はい・いいえ |
|                    | ・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。                                                                                                                                                                                                               | はい・いいえ |
|                    | ・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。(マスクの着用は個人の判断であるが、感染対策上又は事業上の理由等により労働者に求めることは差し支えない。)                                                                                                                                               | はい・いいえ |
|                    | ・職場外(バスの移動等)でもマスクの場面に応じた着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。                                                                                                                                                                                                                | はい・いいえ |
|                    | ・休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、昼休みを時間差で設定している。                                                                                                                                                                                                                                           | はい・いいえ |
|                    | ・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。                                                                                                                                                                                             | はい・いいえ |
|                    | ・その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                        | はい・いいえ |
| (4) 接触感染の防止について    |                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |
|                    | ・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。                                                                                                                                                                                        | はい・いいえ |
|                    | ・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。                                                                                                                                                                                                    | はい・いいえ |
|                    | ・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)、界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液、有効塩素濃度80ppm以上(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムを水に溶かした製品の場合は100ppm以上)の次亜塩素酸水、又は遊離塩素濃度25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水による消毒を実施することとしている。<br>※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。 | はい・いいえ |
|                    | ・その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                        | はい・いいえ |
| (5) 近距離での会話や発声の抑制  |                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |
|                    | ・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。                                                                                                                                                                                                                             | はい・いいえ |
|                    | ・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。                                                                                                                                                                                                                                    | はい・いいえ |
|                    | ・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている(マスクの着用は個人の判断であるが、感染対策上又は事業上の理由等により労働者に求めることは差し支えない)。                                                                                                                                                                                  | はい・いいえ |
|                    | ・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。                                                                                                                                                                                       | はい・いいえ |
|                    | ・その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                        | はい・いいえ |
| (6) 共用トイレの清掃等について  |                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |
|                    | ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。                                                                                                                                                                                                                                                 | はい・いいえ |
|                    | ・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液、又は遊離塩素濃度100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水で手袋を用いて消毒する。                                                                                                                                                                                                         | はい・いいえ |
|                    | ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)                                                                                                                                                                                                                                        | はい・いいえ |
|                    | ・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。                                                                                                                                                                                                                                                  | はい・いいえ |
|                    | ・その他( )                                                                                                                                                                                                                                                                        | はい・いいえ |

| 項                                        | 目                                                                                                                                                            | 確認     |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| (7) 休憩スペース等の利用について                       |                                                                                                                                                              |        |
|                                          | ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。                                                                                                                     | はい・いいえ |
|                                          | ・休憩スペースは常時換気することに努めている。                                                                                                                                      | はい・いいえ |
|                                          | ・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。                                                                                                                | はい・いいえ |
|                                          | ・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。                                                                                                                            | はい・いいえ |
|                                          | ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。                                                                                            | はい・いいえ |
|                                          | ・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。                                                                                                                           | はい・いいえ |
|                                          | ・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。                                                                            | はい・いいえ |
|                                          | ・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。                                                                                                                | はい・いいえ |
|                                          | ・その他( )                                                                                                                                                      | はい・いいえ |
| (8) ゴミの廃棄について                            |                                                                                                                                                              |        |
|                                          | ・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。                                                                                         | はい・いいえ |
|                                          | ・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。                                                                                                 | はい・いいえ |
|                                          | ・その他( )                                                                                                                                                      | はい・いいえ |
| 4 配慮が必要な労働者への対応等                         |                                                                                                                                                              |        |
|                                          | ・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。                                                                                                | はい・いいえ |
|                                          | ・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がいる労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。 | はい・いいえ |
|                                          | ・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。                                                         | はい・いいえ |
|                                          | ・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。                                     | はい・いいえ |
|                                          | ・その他( )                                                                                                                                                      | はい・いいえ |
| 5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応 |                                                                                                                                                              |        |
| (1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化              |                                                                                                                                                              |        |
|                                          | ・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。                                                                               | はい・いいえ |
| (2) 陽性者等が出た場合の対応                         |                                                                                                                                                              |        |
|                                          | ・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。                                                                                           | はい・いいえ |
|                                          | ・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。                                                           | はい・いいえ |

| 項 目                                        |                                                                                                                                        | 確認     |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|                                            | ・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。                            | はい・いいえ |
|                                            | ・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。                                                                         | はい・いいえ |
|                                            | ・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。                                                                                                    | はい・いいえ |
|                                            | ・その他( )                                                                                                                                | はい・いいえ |
|                                            | (3)その他の対応                                                                                                                              |        |
|                                            | ・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。                                                                               | はい・いいえ |
|                                            | ・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。 | はい・いいえ |
|                                            | ・クラスター発生時等に濃厚接触者等の特定のために保健所から従業員の情報を求められた場合に備え、日々雇用の者を含む全ての従業員について、電話番号等を含めた連絡先を名簿等の形で把握している。                                          | はい・いいえ |
|                                            | ・その他( )                                                                                                                                | はい・いいえ |
| 6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。) |                                                                                                                                        |        |
|                                            | ・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負担を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。                                                                                 | はい・いいえ |
|                                            | ・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。<br>※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。                                                  | はい・いいえ |
|                                            | ・屋外では、マスクをはずすよう周知している。                                                                                                                 | はい・いいえ |

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R5.3.13版